

1 本校の方針

本校は、「ふるさとを愛し、ふるさとを支える人材の育成」を学校経営方針の一つと位置づけ、心身ともに健康で、確かな学力や豊かな人間性を身に付けた児童を育てることをめざしている。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校区はかつて山名氏の城下町であり、美方郡の中心となる藩校が古くから設立され、教育に対して熱心な地域である。しかし、過疎化の進行、少子化が進み大きな課題となっている。こうした現状を踏まえ、本校は、学校の活性化と地域の活性化を図るために地域との連携を密にした教育活動に取り組んでいる。

いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より全教職員で、個々の児童たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応している。さらに、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導体制等

（1）日常の指導体制等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職のリーダーシップのもと複数の教職員で構成される生徒指導体制、さらに必要に応じて心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者を含めた教育相談体制などの校内組織及び関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

（2）未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

（3）組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

（4）ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解し、情報モラルに関する指導を行う。

未然防止・早期発見に向け、保護者と連携を密にし、メールを見たときの表情の変化など子ど

もが発するサインを見逃さないようにする。

また、ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案の内容によっては、警察等の専門機関と連携して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決へ当たる。

なお、事案によっては、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校では、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地区別懇談会、期末個別懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直す際に、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。